

委任状

年 月 日

三重県自動車税事務所長 あて

委任者(納税義務者)

住所・所在地

(フリガナ)

氏名・名称

電話番号

印

下記のとおり自動車税種別割還付金の受領を委任します。

実印、ただし領収証書(払込金受領証)原本を添付する場合に限り認印可

還付金の内容(登録番号、車台番号、還付原因は必ず記載してください)

| 登録番号 | 標板 | 英数字 | ひらがな | 数字 | 車台番号(下3ケタ) | 納付金額 | | | 円 | |
|------|---------------------------|-----|------|----|------------|------|---------|-------|-------|--|
| | 三・三重 鈴鹿 四日市 伊勢志摩 | | | | | 年度 | 年度 | 納付年月日 | 年 月 日 | |
| 還付原因 | 年 月 日 (抹消・重複納付・その他) | | | | | 税 目 | 自動車税種別割 | | | |

| | | | |
|---|----------------------------|----------------|--|
| 添付書類 (右記以外の添付書類は不要) | ※ い ず れ か ※ | 印鑑証明書 | ・発行後1年以内、写し可。ただし、4月から12月までに提出する場合は同年1月以降に発行されたものに限ります。 ・委任者の押印が実印であること。 |
| | | 領収証書(払込金受領証)原本 | ・領収日付印の押印があるもの。納税証明書ではありません。 ・ペイジーが利用可能な納付書で、ゆうちょ銀行又は郵便局で納付された場合は、払込金受領証が領収証書になります。 |
| ・委任者(納税義務者)の住所・氏名等が転居・婚姻等により変わっている場合は、住所・氏名等のつながりが確認できる書類(住民票、戸籍抄本、商業登記簿謄本等)を添付してください。(写し可) | | | |
| 提出期限 (必着) | 1日から15日までに還付事由が発生 | その月の22日 | ・提出期限が休日等の場合は、その翌開庁日となります。 ・提出期限を過ぎて提出された場合は、納税義務者に還付されます。 |
| | 16日から月末までに還付事由が発生 | 翌月の7日 | |

受任者(還付金を受領する者)

| | | | |
|-----------------|--|---|-----------|
| 住所所在地 | 〒 - | | |
| 氏名称 | 電話番号 - - | | |
| 還付金の受領方法 選択☑ | <input type="checkbox"/> 口座振込を希望しない | * 送金通知書(県外は送金小切手)で指定の金融機関での受取となります。 | |
| | <input type="checkbox"/> 申請済口座に還付願います | * 一度口座振替をご利用いただくと申請済口座となります。 | |
| | <input type="checkbox"/> 下記口座へ振込を希望する(新規・変更) | * 以前の申請口座から口座を変更された場合、今後すべて変更後申請口座へ振込となります。 | |
| | 金融機関 | 銀行・組合 信用金庫 | 支店 出張所 |
| 種別 | 1:普通(総合口座) 2:当座 3:その他() | 口座名義 (カナ) * 受任者名義に 限ります | |
| 口座番号 (右詰記入) | | | |

提出先

〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-1(三重県自動車会議所会館内)
三重県自動車税事務所 還付担当あて
電話 059-253-8056 ホームページ <https://www.pref.mie.lg.jp/ZIZEI/HP/>

注意事項

- * 4月1日以降に名義変更で取得された方は納税義務者ではありません。
- * 委任者欄を含む各記載欄について、記載・押印漏れが無いようにしてください。
記載漏れ、記載誤り、押印漏れ等不備があった場合は、返送又は納税義務者に還付することがあります。
- * 本状を提出した年度内に還付金が発生しない場合はこの委任状の効力は失われます。
ただし、3月16日～3月31日までに重複納付等による還付事由が発生したときは、4月7日(土・日のときは、その翌開庁日)までに提出があれば有効とします。
- * この委任状は自動車税事務所へ提出された場合のみ有効です。
- * この様式は自動車税環境性能割にも準用します。

| | |
|----------------|-----|
| 自動車税事務所 使用欄 | 受付印 |
|----------------|-----|